

第4部

最後に伝えたいこと

ためらわずに相談してください

- ・ 支援者の皆様は、「市役所」や「地域包括支援センター」・「基幹相談支援センターぱすてる」へ相談すると、「話が大きくなり面倒となる！」、「余計なことを伝えた！」と、対象者やその家族から指摘されるなどと心配されるかもしれません。
- ・ しかし、支援者側の都合を優先することで、相談や通報が遅れ、問題が大きくなる可能性も十分に考えられます。
- ・ 「市役所」や「地域包括支援センター」・「基幹相談支援センターぱすてる」は、問題の解決を図る上で、プライバシーに配慮した対応に務めます。

※プライバシーの配慮について

〈個人情報保護法〉

本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと。本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないことなどが義務づけられています。

〈高齢者虐待防止法〉 〈障害者虐待防止法〉

通報または届出を受けた市町村の職員は、通報または届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないことなどが義務づけられています。

- ・「市役所」や「地域包括支援センター」・「基幹相談支援センターぱすてる」は、対象者および家族などと支援者との信頼関係が出来る限り損なわれぬよう配慮した支援策を検討します。
- ・虐待を疑う状況を見たり、聞いたりなど、いつもと何かが違うと感じた際はためらわずに「市役所」や「地域包括支援センター」・「基幹相談支援センターぱすてる」へ相談をお願いします。

(補足)【65歳未満の虐待について】

高齢者虐待防止法では「高齢者」を65歳以上と定義されており、65歳未満の方には法が適用されないこととなりますが、現実的には65歳未満の方にも虐待は生じており、保護すべき必要があるという点では65歳以上の方に対する虐待と同様の対応をします。

なお、介護保険法や老人福祉法では、65歳未満でも特に必要な場合は対応を図るよう規定されています。

気付かないこともあります

- ・ 支援者の皆様は、対象者と直接関わっているからこそ、気付かないことがあるかもしれません。
- ・ 「昔から口論の絶えない夫婦だったから」、「お酒を飲むと暴力を振るうから」、「体調が悪いと暴言を吐くから」など、それが当たり前と捉え、**虐待に該当する可能性がある**と**気付かない**時や**様子を見ようとする**時があるかもしれません。
- ・ 経験が物言う場面は多々ありますが、今後において経験のない課題に遭遇した際に**適切に対処できるか**、**それさえも分からない状況に陥る可能性**があるかもしれません。
- ・ その様な状況では、他機関の介入にて、解決策が見えてくる事例も多々あり、**支援に悩んだ際は**、抱え込まずに「**市役所**」や「**地域包括支援センター**」・「**基幹相談支援センター**」へ**の相談**をお願いします。
- ・ 皆様的一声で、対象者の権利が守られる他、必要な対応が図られることで、家族や関係者の方々などへ安心感をもたらし、多くの方々に幸せをもたらすことができるならば、それが本当の意味での支援になると考えます。

連携が必要です

- ・虐待対応を図る上で「市役所」や「地域包括支援センター」・「基幹相談支援センターぱすてる」が、単独で介入したとしても、信頼関係が不十分な状況下では、対象者やその家族などから同意を得られず、支援が上手く進まない事例もあります。
- ・また、課題は対象者だけではなく、家族などが課題を抱えている事例も多くあり、情報が少ない状況で支援策を立てることは困難を極める時もあります。
- ・重層化する課題の解決を図る上で、対象者やその家族などの状況を把握する支援者の皆様との連携が、解決に向け大きく前進します。

(参考)

高齢者虐待防止法第16条（連携協力体制）

障害者虐待防止法第35条（市町村における連携協力体制の整備）

早期発見・早期解決が大切です

- ・虐待対応は**早期発見・早期解決が大切**であり、「市役所」や「地域包括支援センター」・「基幹相談支援センターぱすてる」が、支援者の皆様から早期に相談や通報を受け、早期に課題を発見し、解決を図ることで、対象者やその家族の尊厳が守られ、安心した生活を送られることが大切であると考えます。
- ・なお、「市役所」や「地域包括支援センター」・「基幹相談支援センターぱすてる」は、解決を図る上で必要に応じ、サービスを提供する事業所などの関係機関や市役所内の関係課と連携していきます。

(参考)

高齢者虐待防止法第5条（高齢者虐待の早期発見等）

障害者虐待防止法第6条（障害者虐待の早期発見等）

おわりに

- ・本市では、高齢者・障害者の虐待防止や虐待を受けた方の保護，養護者への支援などが適切に行われるよう，施設従事者等や地域の支援者に対する研修会の開催，支援関係者間の連携体制の整備，一般市民への広報・啓発活動などに取り組んでいます。
- ・例年11月に開催しておりました「虐待防止講演会」におきましては，新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とし，今年度は，地域包括支援センターの協力の下に，本市独自に資料を作成いたしました。
- ・虐待の防止や早期発見・早期解決に繋がるよう，本資料を日々の業務にご活用いただければと思います。

保健福祉部高齢福祉課

保健福祉部障がい保健福祉課